	(2)　キャパシター又はモジュール（複数のキャパシターを電気的に接続した製品）の両端子を金属製ストラップで接続すること。ただし、装置に組み込まれている場合、又はキャパシターのエネルギー貯蔵容量が10Wh以下の場合であって短絡を防止する措置が施されている場合を除く。 (3)　上記1(2)に規定された圧力弁又はきり欠きの開放によって液体が噴出した場合、その液体が容器包装又はキャパシターが組み込まれている装置内に留まるものでなければならない。 3　上記1及び2の要件を満たすキャパシターであって、次に掲げるいずれかの要件を満たすものは危険物に該当しない。 (1)　備考2(1)から(8)の判定基準に該当する電解液を含まないこと。 (2)　(1)に該当しないもの（エネルギー貯蔵容量が10Wh以下のものに限る。（装置に組み込まれたものを除く。））であって、容器に収納されていない状態で堅く弾性力のない平坦な平面上に1.2mの高さから落下しても内容物の損失がないこと。 (3)　(1)に該当しないもの（装置に組み込まれたものに限る。）であって、装置に運送中の不慮の作動を防止する効果的な手段が備えられ、かつ、適切な材質及び充分な強度と設計で製造された強固な外装容器に収納されている（キャパシターが組み込まれている装置が大型で堅牢であって、装置が強固な外装容器に収納されている同等の保護が与えられている場合を除く。）こと。 4　非対称キャパシター等、設計上、端子間に電位を有するものは当該危険物に該当しない。
SP362	1　本品名は、高圧ガスによって圧縮された液体及び固体に適用する。 2　次に該当する物質を含まないものに限る。 (1)　毒性高圧ガス又は酸化性物質に該当する気体のもの。 (2)　備考2(6)の毒物の容器等級の判定基準において容器等級Ⅰに該当する物質又は備考2(7)の腐食性物質の容器等級の判定基準において容器等級Ⅰに該当するもの。 (3)　等級1の火薬類、等級3の液体鈍性化爆薬、等級4.1の自己反応性物質又は固体鈍性化爆薬、等級4.2の自然発火性物質、等級4.3の水反応可燃性物質、等級5.1の酸化性物質、等級5.2の有機過酸化物、等級6.2の病毒をうつしやすい物質又は等級7の放射性物質等に該当するもの。 3　蒸気中に空気が混入することが許されないものは当該危険物に該当しない。
SP363	別表第一の少量危険物の許容容量又許容質量欄の数量を超える量の危険物を保有する機械、装置類であって、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める場合は、当該国連番号の危険物として運送することが出来る。
SP365	機械類、日用品等に含まれる水銀は国連番号が3506の危険物に該当する。
SP366	機械類、日用品等に含まれる水銀であって、1kg以下のものは危険物に該当しない。
SP903	有効塩素の濃度が10%以下のものは危険物に該当しない。
SP904	環境有害物質に該当しないものであって、水と完全に混和し、かつ、250L以下の容器に収納されているものは、危険物に該当しない。
SP907	規則第17条第3項第1号ロの規定に従い、次に掲げる事項が危険物明細書に付記され、又はそれを証する書類が危険物明細書に添付されていること。 (1)　水分含有率 (2)　脂肪の含有率 (3)　製造後6月を超える期間を経過したものにあっては、抗酸化剤の詳細（ただし、国連番号が2216の魚粉に限る。） (4)　船積み前の抗酸化剤の濃度（ただし、国連番号が2216の魚粉に限る。） (5)　当該危険物を収納する容器の種類、収納方法、袋の数及び総質量 (6)　工場から出荷された時の温度 (7)　製造年月日
SP908	1　国連番号が2315の場合にあっては、ポリ塩化ビフェニル類の自由液を内蔵する変圧器、コンデンサその他の機器を含む。

	2　国連番号が3151の場合にあっては、ポリハロゲン化ビフェニル類（ポリ塩化ビフェニル類を除く。）又はポリハロゲン化テルフェニル類の自由液を内蔵する変圧器、コンデンサその他の機器を含む。
SP910	1　等級が9の有害性物質を収納している場合を除き、くん蒸中のコンテナ、自動車等には、標識9を貼付してはならない。 2　規則第28条第6項の規定に従い、使用したくん蒸剤の種類及び量並びにくん蒸を実施した日時を明示した「くん蒸注意用表示」をくん蒸中のコンテナ、自動車等のドアに表示しなければならない。 3　規則第30条第1項第7号の規定に従い、くん蒸を実施した日時並びに使用されたくん蒸剤の種類及び量をコンテナ危険物明細書に記載しなければならない。また、残ったくん蒸剤（くん蒸装置を使用した場合には当該装置も含む）の処分方法も同明細書に記載しなければならない。 4　くん蒸後ドアを開け放つ又は機械式通風装置にて換気され、「くん蒸注意表示」に換気を実施した日付が記入されているコンテナ、自動車等は危険物に該当しない。くん蒸された全ての貨物及び資材が搬出された場合には、「くん蒸注意用表示」を取り外さなければならない。 5　くん蒸中のコンテナ、自動車等を甲板下積載する船舶は、くん蒸ガス又はガス類の検知装置並びにその使用指示書を備えなければならない。
SP916	機械的に製造された粉末であって、粒径が53ミクロン以上のもの又は化学的に製造された粉末であって、粒径が840ミクロン以上のものは、危険物に該当しない。
SP917	ゴムの含有率が45%未満のもの、840ミクロンを超えるもの及び十分に加熱処理された硬質のゴムは、危険物に該当しない。
SP919	10質量%以上の水で湿性のある硝酸尿素であって、備考6(1)のP002に規定する小型容器に収納されたものを含む。
SP920	棒状のもの及びインゴットは、危険物に該当しない。
SP921	厚さが254ミクロン以上のジクロニウムは、危険物に該当しない。
SP922	安定化されたホスホン酸水素鉛であって、可燃性物質としての性状を有しない旨を証する書類が添付されているものは、危険物に該当しない。
SP925	次に掲げるものは、危険物に該当しない。 (1)　カーボンブラック（鉱物から製造されたもので不活性のものに限る。） (2)　備考2(4)(ⅰ)の自然発火性物質の容器等級の判定基準において、自己発熱性物質に該当しないと判定された炭素製品であって、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認めたもの (3)　水蒸気賦活工程により製造された活性炭
SP927	50%を超える水で湿性のあるパラニトロソジメチルアニリンは、危険物に該当しない。
SP928	次に掲げるものは、危険物に該当しない。 (1)　水分含有率が40%以上で酸性の魚粉 (2)　自己発熱性がない魚粉であって、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認めたもの (3)　白身魚から製造された魚粉であって、水分含有率が12質量%以下で、かつ、脂肪の含有率が5質量%以下のもの
SP929	規則第17条第3項第1号ロの規定に従い、油及び水の含有率が危険物明細書に付記され、又はそれを証する書類が危険物明細書に添付されていること。
SP930	規則第17条第3項第1号ロの規定に従い、当該危険物が水と接触した場合に自然発火せず、かつ、引火性ガスを発生しないことが危険物明細書に付記され、又はその旨を証する書類が危険物明細書に添付されていること。
SP931	自己発熱性物質としての性状を有しない旨を証する書類が添付されているものは危険物に該当しない。
SP932	規則第17条第3項第1号ロの規定に従い、船積み前に覆いがある場所で3日以上貯蔵され、かつ、容器に収納される量で空気に触れていたことが危険物明細書に付記され、又はその旨を証する書類が危険物明細書に添付されていること。
SP934	規則第17条第3項第1号ロの規定に従い、カルシウムカーバイドの不純物の含有率が危険物明細書に付記され、又はそれを証する書類が危険物明細書に添付されていること。
SP935	水分を含んだ場合に引火性のガスを発生しないものであって、その旨を証する書類が添付されているものは危険物に該当しない。
SP937	水和物は危険物に該当しない。